

令和5年第5回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和5年12月22日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和5年12月22日（金）午後1時30分開議

第1（令和4年度決算に関する常任委員会付託案件）

* 総務文教常任委員会分

議案第111号、議案第118号から議案第121号まで

* 市民厚生常任委員会分

議案第112号から議案第114号まで、議案第116号、議案第117号、議案第122号

* 産業建設常任委員会分

議案第115号、議案第123号、議案第124号

第2（今定例会における常任委員会付託案件）

* 総務文教常任委員会分

議案第127号から議案第129号まで、議案第133号、議案第135号、議案第136号、議案第145号、議案第148号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第19号

* 市民厚生常任委員会分

議案第130号、議案第134号、議案第137号から議案第142号まで、議案第146号、議案第147号、請願第5号、請願第6号、陳情第13号、陳情第18号

* 産業建設常任委員会分

議案第131号、議案第132号、議案第143号、議案第144号

第3 発議案第9号

第4 発議案第10号

第5 発議案第11号

第6 人口減少対策調査特別委員会の最終報告

第7 議案第149号

第8 議案第150号及び議案第151号

第9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（20名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君

5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
8番	室岡啓史君	9番	広瀬大海君
10番	上杉育子君	11番	稲辺茂樹君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	坂下善英君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	佐藤孝君
20番	駒形信雄君	21番	近藤和義君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	金子聡君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	祝雅之君	農林水産部長	本間賢一郎君
観光振興部長	岩崎洋昭君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	鈴木健一郎君	教育次長 (兼教育総務課長)	磯部伸浩君
消防長	中野照之君	会計管理者 (兼会計課長)	本間智子君
上下水道長	森川浩行君	両津病院院長	倉内学君
選挙管理委員会 事務局長	谷川直樹君	代監査委員	渡部直樹君
監査委員会 事務局長	原田健一君	農業委員会 事務局長	計良朋尚君

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午後 1時30分 開議

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第111号、議案第118号から議案第121号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第112号から議案第114号まで、議案第116号、議案第117号、議案第122号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第115号、議案第123号、議案第124号

○議長（近藤和義君） 日程第1、令和4年度決算に係る常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、山本卓君。

〔総務文教常任委員長 山本 卓君登壇〕

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第111号 令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会が指摘する事項は次のとおりであります。指摘事項。1、総務文教常任委員会。（1）、総括的指摘事項。昨年度の決算審査において様々な指摘をしたが、令和4年度決算に十分反映されているとは言い難く、特に教育委員会では検討も行われていないのは誠に遺憾である。今後は、当委員会の指摘事項が生かされるよう強く求める。

（2）、防災力の強化について。近年多発する大規模災害や昨年末の未曾有の大雪災害を教訓とし、有事の際には迅速かつ適切に対応できるよう、防災課が中心となり、常日頃から消防をはじめ支所、行政サービスセンターや関係機関との連携を密にし、災害を予測した体制を強化するなど防災への意識を高めておくこと。

（3）、総務部総務課。①、内部統制について。事務の適正化については昨年度厳しく指摘したところであるが、佐渡観光交流機構の不適正な事務処理などが明らかになったことは誠に遺憾である。改めて内部統制を強化し、指摘事項が早急に改善されるよう強く求める。

②、職員の働き方改革について。令和4年度の時間外勤務時間については、9万9,000時間と令和3年度の8万4,000時間を大きく上回る状態となっている。休職する職員が増加傾向にあるとの説明があったので、休職者への支援体制強化が図られるよう努めること。

（4）、企画部総合政策課。脱炭素やSDGsの推進については、市民はじめ地元企業の協働なくして

はなし得ないものであるが、難しい言葉が多く、市民の理解が深まっていない。市の方向性と併せて積極的かつ分かりやすい言葉で周知に努めること。

(5)、企画部秘書広報課。広報広聴について。広報は、市全体の戦略を持って進めるべきである。特にホームページやSNSは、必要な情報が得られるよう明確な方針を示し、整理、検討を行うこと。また、業者任せにすることなく、担当する職員のスキルアップにも努めること。広聴は、市民の声が確実に市政に反映されるような体制を整備すること。

(6)、財務部財政課。合併特例債の期限を迎え、市町村合併による優遇措置も終了となる。市は安易な業務委託の見直しや無駄なコストの削減に努め、行財政改革を進めるとともに、財政力強化を図り、職員への財政規律、原則への理解を深め、持続可能な市となるように努めること。

(7)、教育委員会。総括的指摘事項。令和4年度は市の子育ての最高規範「佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例」の施行年度である。教育委員会においては、学校教育や部活動遠征費を含めて改善が行われていない。「子どもたちが明るい未来を創る大切な存在であり、希望である」という理念条例の精神を生かし、子供たちへの取組が最優先となるように政策を進めること。

(8)、教育委員会教育総務課。奨学金制度について。市独自の奨学金制度は最終年度であり、事業効果について十分に検証を行い、今後の方向性について検討すること。

(9)、教育委員会学校教育課。①、遠距離通学支援事業について。スクールバスの乗車基準は、学校間での格差解消を図るよう昨年度も指摘したが改善されていない。今後学校統合が進む中、実情把握と対象範囲の見直しに努め、子供たちの安心、安全な登下校が担保されることを強く求める。

②、心の教育支援事業について。全国的にも不登校が増えている中で、児童生徒の状況の十分な把握、分析に努めること。また、いじめ問題については、早期発見ができるよう常日頃から子供たちの言動に注視し、迅速かつ適切な対応ができるよう人的配置を含め体制整備を図ること。

(10)、教育委員会社会教育課。①、図書館、地区公民館のWi-Fi整備について。行政のデジタル化が進む中、Wi-Fi環境整備は常識的なものとなっている。社会教育、生涯学習推進の観点からも、利用者の多い図書館並びに地区公民館のWi-Fi整備を早急に進めること。また、コロナで落ち込んでいた図書館をはじめ社会教育施設への利用回復に向け、事業の見直しを行い、積極的な周知に努めること。

②、佐渡博物館の在り方について。佐渡博物館の土地、建物は、契約者との期限が令和6年度末で満了となるが、佐渡を代表する博物館としての在り方について昨年度も指摘したにもかかわらず、教育委員会で検討がされていない。期限まで十分検討し、明確な方針を示すこと。

③、図書館職員について。専門知識が必要な図書館、図書室職員（司書）については、他市と比較しても正規職員が少ない状況にある。人員確保、待遇改善の観点からも正規職員への任用を強く求める。

(11)、議会事務局。デジタル化が進む中で会議録検索システムは、市民の政治参加を推進するためにも最低限必要なものであり、常識的なものである。年次計画を定め導入すべきである。

2、市民厚生常任委員会。(1)、市民生活部健康医療対策課。乳幼児健康診査について。当市の乳幼児健康診査の結果では、県内の他市町村の状況と比較しても肥満の割合が多い傾向にある。庁内での連携を強化し、乳幼児期から運動習慣をつける取組を強化するなど、子供の健全な発育に係る施策をさらに推進されたい。

(2)、市民生活部市民課。男女共同参画の推進について。男女共同参画を推進するためのセミナーを開催しているが、参加者自体が少なく成果が上がっているとは言い難い。よって、今後は幅広く参加者が集まる方策を検討し、男女共同参画についてより多くの市民から認識してもらうよう努められたい。

(3)、社会福祉部子ども若者課。①、幼児期からの運動習慣基盤づくり支援事業について。幼児期から運動習慣を身につけることは、発育上非常に効果が高いことから、新たな委託先の拡充や開催回数を増加させるなど、今後はさらに取組を充実されたい。

②、公立保育園の運営について。県の公立保育所等指導監査において有資格保育士を適正に配置するように指摘もされているが、保育士の処遇改善や資格取得事業などの活用により有資格者数を拡大させる取組を行い、適正な配置基準となるよう保育士を確保されたい。

(4)、社会福祉部高齢福祉課。佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会について。この法人は、佐渡市の医療、介護、福祉の連携において重要な組織であるが、事務局長が選任されていない現状にある。よって、早期に事務局長を選任し、組織体制を強化すること。

3、産業建設常任委員会。(1)、地域振興部地域づくり課。佐渡ふるさと島づくり寄附金について。ふるさと納税は、本市の歳入の中でも数少ない伸び代のある貴重な財源であり、令和4年度の約4億2,900万円という成果は一定の評価に値する。しかしながら、県内においては50億円を超えるふるさと納税を達成している市もあり、上位市との差が開いている。よって、返礼品の充実などにより、納税額の増加に引き続き努力することを求める。

(2)、観光振興部観光振興課。観光振興について。本市が佐渡観光交流機構に対して支出した負担金に係る事務手続においては、根拠資料もないまま予算執行するなど、不適正な事務処理が散見されたことは誠に遺憾であった。決算審査においても、成果説明が曖昧な点が散見された。今後は、観光振興課と佐渡観光交流機構の役割分担を明確にし、緊張感を持ち、協働して観光振興に取り組むことを強く求める。なお、本市の観光振興に当たっては、市全体の観光戦略に沿った事業設計となるよう改善することを強く求める。

議案第118号 令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 令和4年度佐渡市二宮財産特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第120号 令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第121号 令和4年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案は令和4年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより議案第111号 令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

令和4年度は、その前の年でしたか、第3子目の子供に200万円みたいな子育て支援を積極的に取り組

んだ、その流れの中で佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例を子育ての最高規範の理念条例として制定するのだというのが大きなトピックスだったというふうに思います。そして、同じ年の6月には国のこども基本法ができたという、こんな流れなのです。この条例については常識的なパブリックコメントもなかったのが一つの焦点でもありました。当時の賛成討論では、これそのまま書いておきましたが、条例が市民から理解されるために市民の意向調査などをもっと充実する、そして検討や協議をさらに重ねることによって真の佐渡市の子育てのバイブルになるよう期待するという賛成討論でもあったわけですが、先ほど委員会の指摘事項でもあったように、実は教育委員会は全く佐渡市の条例を教育委員会で協議もしていなければ見てもないという、こういう実際の答弁でした。これは、やっぱり建設課であろうが、どこであろうが、こういった理念を浸透していくためにやるということが一番重要だった年度だと思っています。そしてまた、国の基本法の中では6つの柱、佐渡市の場合は4つの柱ですが、6つの柱というふうになっているわけで、充実していくということこそが真の意味での最高規範の理念条例になると思うのですが、その辺はどんなふうになっていたのかお尋ねしたいということでもあります。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） それでは、中川議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

中川議員の質疑にございましたとおり、佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例につきましては令和4年3月定例会と申しますか、そこで審議し、制定されたものでございます。我々といたしましては令和4年度の事業を対象とし、決算の審査をさせていただいております。おっしゃるとおり、私ども福祉、子育て等々のそういう所管でございますので、基本的には佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の基本理念を基に佐渡市における事業がなされているかということ審査をさせていただいておりますので、そのことについて特段条例がどうのというようなことで、条例に対する効果というものは各事業における効果という形で審査をさせていただいております。

なお、先ほど議員が申し上げたとおり、この条例におきまして、これは理念条例でございますので、子育て基本計画の策定というところもありますが、具体的に事業実施をするような条例ではないということでもあります。並びに、保護者、市民、学校、そして事業者がこの理念の下にそれぞれ子供は明るい未来をつくる大切な存在であり、希望であるということの基本をいたしまして各事業がなされたということで審査をさせていただきました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど賛成討論は、これは議会の意見ではなくて、一個人の議員の意見ではあるのですが、やっぱりこういったことはしっかりやる必要があったと思うのです。例えば分かりやすい例で言うと、生涯学習というのは全庁にまたがるもの。先ほど建設課にもかかれば、いろいろな課も関わるということだから、そういう視点をしっかり持って浸透させていくということがやっぱりこの年度必要だった。ただ、いつも条例つくったらつくりっ放し。過去には中小企業・小規模企業振興条例というものもつくったけれどもつくりっ放し。やっぱりこれでは駄目で、理念条例はその精神をしっかり施策の中に入れていくということが私必要だったと思うのです。そういう取組がなされたのかどうか。例えば総務文教常任委員会でやった審査の中では、先ほど委員長報告でありましたが、スポーツ遠征費などは依然補助率が削減さ

れたままだと。深刻な不景気の中、こういったものは元に戻すべきだと再三、毎年度、毎年度意見をつけているのだけれども、こういったものを教育委員会でテーブルにのせて議論したのかといたら、それは全くやっていませんというので、これでは議会が何のために決算審査をしているか全く分からないのですが、その辺を改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 中川議員も御存じだと思いますが、学校の事業におきましては我々の所管ではないということをやまず申し上げさせていただきたいと思います。それは、議員所属の総務文教常任委員会ですっきりとこの条例に基づいた方向で審査されたものというふうに思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。議員も決算審査におきましての議事録を御覧になったかと思いますが、私どもはこの条例の理念に基づきまして、多子世帯出産成長祝金事業の成果及びその他もろもろの子供に係る事業について、この理念に基づいた方向での審査をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） さっきのでやめようと思ったのですが、教育委員会の分野はうちの所管ですから、うちでやったら、過去の指摘も含めて教育委員会という組織で全く見てもいない、協議もしていないということだったということをやただけの話で、ただ子育ての条例についてはやっぱり市民厚生常任委員会の分野かなということで聞いたところですよ。誤解がないようにということで一応言っておきます。

6月にできた国のこども基本法では、子供のためのパンフレットというのを出してございまして、その中でもそもそも何のためにこの法律をつくったのかというQ&Aがあります。その中には、国や都道府県、市町村区など、社会全体で子供に関する取組、子供施策を進めるためにつくったのですよと子供のためのパンフレットに出ています。だから、そういう意味では市民厚生常任委員会のほうが子供の分野が多い。我々は、学校教育や社会教育の分野が総務文教常任委員会でございますが、そういう意味でいうこの年度の大きな特徴は、賛否も分かれた、そして国に先駆けてつくった子供条例をやっぴりいかに初動として生かしていくかということが聞きたかったということだけです。もし答弁があるなら聞いておきますが。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 続けて恐縮です。皆さん御承知のとおり、令和4年度は監査が令和3年度の財政援助団体の行政監査を行ったところ、令和4年度についても大きな問題があったと。それは、先ほど産業建設常任委員会の中でも指摘をしているところです。決算審査は、一言で言えば過去の年度の予算の使い道が本当によかったのかどうなのかを議会が判定をするものです。もっと言えば、過去に予算をつぎ込んだものがきちんと費用対効果があったのかどうなのかで決算を認定するかどうかというものであります。そういう点で聞くのでありますが、ここに書いておきました。意見では負担金に関わる手続においては根拠資料もないまま予算執行するなど、不適正な事務処理が散見となっているわけで、この、などというのは何だろうか。監査の指摘でいうと、上の外部人材委託云々の負担金もありましたが、負担金が問題だった

というふうに私は監査の指摘で思った。散見ということですが、まだいっぱいあったということなのだろうというのですが、まずそれを聞きたい。

2つ目は、今冒頭に言いましたが、意見で述べているように、予算をつくる時点で不適正、決算の時点で成果が曖昧ということになると、先ほど言ったように費用対効果や予算の使い道という視点で見ると、議会とすると認定することはできないような中身かというふうに考えるのですが、それはどうか。過去には肉用牛の15万円だったか、8万円だったか、この予算の使い道が問題だということで大変厳しく、議会でそういうものを不認定にしたこともあるわけですが、その辺をお聞かせ願いたい。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、中川直美議員の質疑に対する答弁を行います。

まず、1点目の質疑ですが、負担金に係る事務手続において根拠資料もないまま予算を執行するなど不適正な事務処理が散見、そして散見された数ということではありますが、負担金の交付要綱を定めていなかったということでもあります。そして、指摘事業としては、運営費の負担金という中では人件費以外の経常経費、これらに係る予算、それも根拠がないまま求めていたということです。3つ目としては、令和4年度については観光交流機構にある負担金の規程というものの改定がなかった。そして、最後の指摘事項としては、事業の実施報告書の提出を求めていなかったということでもあります。

2点目の決算審査においても成果説明が曖昧な点が散見されたとしているが、予算段階で不適正、決算審査段階で成果が曖昧で決算認定できないと思うが、委員会の判断はどうかということでもあります。例えばアイドルグループや歌手を起用した事業が1者随意契約で行われており、かつ成果説明が曖昧であったというようなことも含めて意見を指摘したものであり、我々としては予備審査を行ったのみで、決算の認定、不認定ということの議論については委員会では行っておりません。費用対効果の観点から成果説明が曖昧だったので、この意見を付したということでもあります。そして、曖昧イコール不認定ではないというふうに当委員会としては認識しております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の説明を聞いて、算定根拠もなく予算執行して云々ということで、これは極めて問題で、行政における内部統制機能でいうと、1つは執行部自身が内部で予算の管理やいろいろな不祥事が起きないようにやる。そして、もう一つは議会が予算のチェックを通してそういうことを統制していく。もう一つが監査によるチェックなのです。今回監査が頑張ったのだから、議会もやっぱりこの問題はきちんとけじめをつけて、よりよい市政になるように、そしていい観光行政になるようにする、私はそう思うのですが、そういう意味では少なくとも今言ったようなことをもう少し詳しく書いて、もうちょっと後世に残るようにしておくべきだったと思うのだけれども、そこで聞くのですが、1者随意契約と言いました。資料でもありましたが、観光交流機構への随意契約は1億6,000万円ぐらいかな。決算資料で私が請求した資料では15件。随意契約は負担金よりも法的には厳しくて、地方自治体の規則は単なる内部手続の規定ではないというのが法の規定です。随意契約の制限に関する地方自治法第234条第2項と同法施行令に反するというもので、内部の規定に違反ではなくて、随意契約そのものというのはきちんとした理由がなければ地方自治法に違反するというものなのなのですが、その辺はどのような審査になっていますか。1件だけ

が問題だったというものですか。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 1者随意契約については、今挙げたもののみを指摘したということが実際の審査では行っておったことです。前段の件は、中川直美議員御指摘のとおりだと思っております。ですので、我々としては今後観光振興課と佐渡観光交流機構の役割を明確にし、緊張感を持ち、協働して観光振興に取り組むことを強く求めるというふうに意見を付したことであり、これはまた再度監査をして、遡ってこれから進めていくということで我々としては認識しておるところです。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 最後です。我々の決算審査は、今日の時点から終わった年度を監査するというところですが、令和4年度で明らかになっていた事件ということですので、監査の指摘に合わせて観光交流機構の理事会で3月15日、あなた方が審査する年度ですよ。3月15日に理事会で負担金規程を変えると。そして、令和4年度末のぎりぎりに、3月27日に総会でやって、これでいいのだとやった。これは、普通の団体がやったら、補助金いっぱいもらい過ぎていましたよ、いや、この規定を変えよう、これやったらまずいものだというふうに思うのです。皆さんもちろんそのことは知っていたし、こういう中身だというのは知っていた。この辺は、どのように審査されましたか。これは、補助金交付要綱や規則にいろいろあるのだけれども、悪質な業者には出さないという補助金の精神があるのだけれども、そういったものに抵触はしないでしょうか。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） その点については、審査はしておりません。さきの中川直美議員の一般質問等でもやり取りがありましたが、そのような答弁以上のことは審査しておりません。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で議案第111号に対する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第111号 令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） それでは、令和4年度の一般会計の決算の認定についての反対討論を行います。

ほとんど先ほどの質疑で中身は出ているのです。まだほかにもありますが、基本的に大きく2つ言います。1つは、常識となっているパブリックコメントもやらずに、最高規範となる理念条例を佐渡市につくった。今後それをきちんと浸透させていくということにもかかわらず、少なくとも総務文教常任委員会での範疇でやったところでは、厳しいようですが言います。教育委員会では、全くそのことを協議もしていない、学んでもいないと。過去の決算審査の指摘についてもやっていないという。これは、議会が何のためにあるかという存在意義にも関わるもので、それは非常に問題だと、このことを言っておきます。

先ほども言いましたが、6月には国のこども基本法ができました。そこでは、6つの柱があります。やはりそれはしっかりと充実をさせて、まさに今は国を挙げて子育て支援が要るといふときだからこそ、全

国に先駆けて第3子に200万円みたいなものやったわけですから、それにふさわしい、理念条例にふさわしい取組をすべきだったということをもっと強く指摘をしたいと思います。

2点目が予算の使い方の問題で、観光交流機構への負担金などの問題です。これは、監査の指摘でかなり詳しく出ておりますし、今年8月の市の内部調査でも一定程度明らかになっております。先ほど言ったとおりですが、とりわけ随意契約が悪かった、今度変えますよという話ではない。書いたものどおりを一回読んでみたいと思います。随意契約の手続を定める普通地方公共団体の規則は、単なる組織内部の手続規則ではなく、地方自治法の規定を受けた同法施行令に基づく規定ですから、同規則の定める手続に違反した契約は単なる組織内部の規則違反にとどまらず、随意契約の制限に関する地方自治法第234条第2項、同法施行令第167条の2第1項の法令に反する違法な契約となるものであると。これが法的なものです。この問題については裁判例もいろいろありますから……首を振っている人がいます。法律の本からのものですから。そういう意味でも、過去に1者随意契約幾つかという決算審査が何年も続いたことがあります。そういう意味でも、やはりしっかり警鐘乱打をして、こういったことがないようにすべきだ。

今国でキックバック、裏金問題の話がありますが、国民が怒っています。国民の暮らしが厳しい中で、市の予算をしっかりと市民のために使っていく。そのために議会がしっかりとチェックをすべきであるということをして、反対の討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

議案第111号 令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第111号を認定することは可決されました。

これより議案第111号を除く令和4年度決算に係る総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のように決定したので、会議規則109条の規定に基づき報告します。

議案第112号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第113号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第114号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第116号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出の決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第117号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第122号 令和4年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

以上、報告します。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより令和4年度決算に係る市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第115号 令和4年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第123号 令和4年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市水道事

業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第124号 令和4年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について。本案は、令和4年度佐渡市下水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより令和4年度決算に係る産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

以上で令和4年度決算に係る常任委員会付託案件は全部終了いたしました。

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第127号から議案第129号まで、議案第133号、議案第135号、議案第136号、議案第145号、議案第148号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第19号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第130号、議案第134号、議案第137号から議案第142号まで、議案第146号、議案第147号、請願第5号、請願第6号、陳情第13号、陳情第18号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第131号、議案第132号、議案第143号、議案第144号

○議長（近藤和義君） 日程第2、今定例会における常任委員会付託案件についてを議題とします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、山本卓君。

〔総務文教常任委員長 山本 卓君登壇〕

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第127号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に準じ、佐渡市職員の給与を改定するため、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、若年層の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引上げであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第128号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公益的法人等に対し佐渡市職員を派遣することができる団体に一般財団法人地域活性化センター、社会福祉法人勇樹会及び社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会を追加するため、公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、当委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。法人派遣については、計画性を持って十分な効果が得られるよう取り組むべきである。

議案第129号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、佐渡市職員の職務が適正に行われていない事案が複数発生し、市民の信頼を失墜したことを重く受け止め、市長及び副市長の一月分の給料月額10分の1をそれぞれ減額するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場）。本案は、佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート及び佐和田野球場の指定管理者として佐渡市スポーツ協会・ヴァーテックス共同事業体を指定することについて議会の議決を求めるものであります。指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は1億99万5,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、当委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。公益的法人と民間企業との共同事業体による指定管理者は初めてのことであり、顧客管理システム等の民間企業が行う業務についての責任は全て佐渡市スポーツ協会にあると説明があったが、担当課としても適切な対応に努められたい。

議案第135号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、令和6年3月31日限りで寺泊老人ホーム組合が当該総合事務組合を脱退することに伴い、新潟県市町村総合事務組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ1,119万8,000円を減額するものであります。主な内容は、ふるさと納税の実績見込みに伴う所要額の計上や、公共工事の平準化と戦略的観光誘客促進事業に係る債務負担行為を設定するほか、事業実施期間の見直し及びインフレスライドに伴う継続費の変更を計上するとともに、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、市民厚生常任委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人福祉一般経費について、決算審査でも指摘したが、佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会は、いまだに事務局長が選任されておらず、協議会の運営に懸念がある。ついては、早急に組織体制を確立すること。また、当協議会への負担金については、地域医療基金を活用しているが、将来的な協議会の計画が見えていない現状にある。よって、限りある貴重な基金が有効活用されるよう、市が積極的に関与することを強く求める。

議案第145号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算にそれぞれ5億5,436万8,000円を追加する補正予算を本年12月1日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴う事業の経費を計上するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定をしました。

議案第148号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ2億6,011万9,000円を追加するものであります。主な内容は、国のデフレ完全脱却のため総合経済対策に伴う事業の経費及び観光交通政策アドバイザーに要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をしました。

陳情第16号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出についての陳情。本陳情は、罪のない者を誤った裁判から迅速に救済するため、有罪確定後の再審における検察手持ち証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止及び公正な再審手続の整備など、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を国に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定をしました。

陳情第17号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情。本陳情は、庁舎内における議員の政党機関紙の営業、勧誘行為について、庁舎の政治的中立性に疑義が生じないように、無許可での当該行為の禁止または自粛を求めるとともに、勧誘行為における心理的圧力の実態がないか職員への調査、確認などを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定をしました。

陳情第19号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任追及の陳情。本陳情は、陳情者に対し浄化槽維持管理業者からの契約解除通知が来ないことなどの調査及び当該管理委託契約案件に関する佐渡市三役及び関係職員の責任の追及を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定をしました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより議案第148号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する稲辺茂樹君の質疑を許します。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） それでは、お願いします。議案第148号、一般会計補正予算（第9号）についての質疑をさせていただきます。

この予算につきましては、農業者への資材高騰支援対策事業というところで計上がされておりますが、まずお聞かせいただきたい。議員全員協議会でも説明いただきましたが、資料を見させていただいても具体的な制度のスキームがちょっと見えていないので、まずどのような事業で、どのような対象者にどういう計算根拠で支給される事業なのかということをどのように審査されたか御説明いただきたいと思えます。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、稲辺茂樹議員の質疑に対する答弁を行います。

具体的にどのような仕組みかということで、同僚議員の皆様にはサイドブックスで情報も共有されているかと思えます。農業資材等物価高騰対策支援事業ということで、エネルギー、飼料など、農産物の生産に係る農業資材の価格が高騰しておることから農業経営を圧迫しております。加えて、今年の夏の猛暑における品質の低下などの影響によりさらに厳しい経営環境となっていることから、生産者の負担を軽減するために緊急的な支援を行うものであるという説明を受けました。支給としては水稻の場合10アール当たり3,000円掛ける5,020ヘクタールということですので、イコール1億5,060万円。そして、畑作物については、10アール当たり3,500円掛ける352ヘクタール、1,232万円。そして、事務費149万9,000円。合計1億6,441万9,000円ということであります。そのうち国庫支出金として5,000万円を充当し、残りは市の単費ということであります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 稲辺茂樹君、もう一度聞き直してください。

○11番（稲辺茂樹君） 委員長からもう一度明確にお聞かせいただきたいと思えます。

予算の額面については、今ほど御説明いただいたとおりだと思いますが、最初に質疑させていただいたのはどのような形で算定され、どのような形で支給対象地というものを計算するのかということをお聞かせいただきたいという質疑でございますので、その辺についてももう一度明確な答弁をお願いしたいと思います。

並びに、農業におきましては多面的な機能ということ、地域のコミュニティーを形成する上でも、農業というのは佐渡において重要な位置づけであるということから質疑をさせていただいているわけでありますので、今回資材高騰ということでの支援ということで、基本的には次の議員も同じ質疑が出ておりますので、ここは次の議員にお任せしたいと思えますが、資材高騰ということで、昨今農業における資材高騰は何%ぐらいあったのかということが委員会の中で審査されたのか、そしてそれに対してその支援が十分なものだったのかどうかということ審査し、支援していくべきだというふうに思います。今頃調べても、委員会の中で審査されたかどうかということを確認したいので、その辺についてどう審査されたのか、その辺もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） これは、追加資料でも提出されておりますので、詳しくは資料のほうを御確認いただきたいと思います。まず趣旨としては先ほど申し上げたとおりです。そして、一番大事なのは農業者の経済的負担を軽減するため、緊急的に支援し、生産意欲向上につなげるということが一番大事だという説明がありました。対象者につきましては、令和4年と令和5年を比較して農業販売額が減収になっているものが原則であります。それは、確定申告書または市民税、県民税申告書、その他収入を証明する書類により確認するというものであります。補助額は先ほどのとおりです。そして、肥料の価格高騰については、10アール当たりの参考資料ですが、水稻については令和5年1万7,281円に対して、令和6年2万3,276円、10アール当たり5,995円上がっているということ、出典はJ A佐渡です。園芸については、令和5年1万7,372円、令和6年2万4,321円、10アール当たり増減でいうと6,949円増ということであります。ちょっとパーセンテージについては算出しておりませんが、数字についてはそういうこと

であります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 審査したかと聞いている。支給の時期とか支給の仕方を質疑されているのですが、答えられますか。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 支給の明確な時期ということについては、審査はしておりません。ただし、可及的速やかにできるだけ早くやるということでもあります。

○議長（近藤和義君） 3回目になります。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 今委員長がお答えいただいたのは、JA佐渡の資料を基にということで、この物価高騰は肥料だけではなく、農薬、それから農業だけでなく、一番高騰に苦しんでいるのは燃料価格というところがございます。先ほども質疑しましたが、高騰に対してこの支援が十分なものかどうかということを確認されたのかどうかということを確認させていただきたいということがございます。

並びに、決算額の増減に基づいてこれが対象者になるか、ならないかということもございますが、経営規模が一定の方々ならその対象も計算もしやすいところですが、その辺についての経営規模が毎年増減する方もいらっしゃいます。そういった方に対してはどのような算定をするのか、その根拠についてもう一度支給の在り方についてお聞かせいただきたいと思います。

並びに、もしもこの年の決算を基にしますと、やはり5月、6月、早くても3月末ですか、年度明けということではありますが、農業者の支払いというのは待たなしというところがあります。来年度の経営に関しても、もう今まさに流動的に動いている時期であります。その辺において、経営ができる、できないかということにおいて、農業者の方々も継続するか、しないかというところで非常に決断をすべきところがございますので、その辺は明確にすべきだというふうに思いますし、支給時期を早めるべきだというような議論があったのかどうかということも併せてお聞かせいただきたいと思います。

3回目の質疑で終わります。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） まず、算定根拠についてですが、新潟県全体のお米の作況指数は95に対して佐渡市が99という状況でありました。このことから、お米が取れたというところは加味しているという説明がありました。そして、市では5割減減で農薬等も抑えながら環境保全型農業を進めている中で、肥料代は他市に比べて相対的にはかかっていないという説明もありました。加えて、市民全体を見てバランスを取って考えたということで、別議案、1世帯当たり5,000円の商品券を配布するということも含めて、総合的に勘案してこのようなことになったという説明はありました。

続いての質疑ですが、出荷販売を行っている農家で原則販売金額が減収になっているものということで、原則とはどういう意味かを確認したところ、例えば農業経営規模を拡大している農家がいらした場合は、令和4年から令和5年については売上げは上がるけれども、10アール当たりでいうと減収になる場合等については対象になるというような説明はありました。

そして、支給時期についてなのですが、先ほどのとおりです。なるべく早くということでも明後から情

報を出して、確定申告や税の申告等終わり次第申請していただくということで、次年度にもかかってくることになるかと思いますが、5月末の出納閉鎖に間に合わせるように、農家の方にも影響が出ないようにということで、しっかりと質疑、意見はしたところであります。

以上です。

- 議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長に対する稲辺茂樹君の委員長質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 再開

- 議長（近藤和義君） 再開します。

次に、産業建設常任委員長に対する佐藤定君の質疑を許します。

佐藤定君。

- 4番（佐藤 定君） それでは、質疑をお願いいたします。

通告してあるとおり、農業資材の高騰対策事業ということで、支援額を決定する上で、補足資料も拝見させていただきましたが、非常に詳細にわたるところの要綱等の説明があったのかどうかというのが第1点。

第2点として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の性格というところからすると、農業販売額の減収という要件は不要と考えるのですが、その点の観点はいかがだったのか、この2点についてお答えください。

- 議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

- 産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、佐藤定議員の質疑に対する答弁を行います。

まず、1点目です。要綱等について説明があったかというところですが、要綱についての説明はございませんでしたが、質疑の中で事業の内容を確認したという状況であります。支援額については、先ほども申し上げましたが、出荷販売を行っている農家で原則販売金額が減収になっている農家に対して、10アール当たり水稲3,000円、畑作物3,500円ということであります。減収の確認は、確定申告書及び市民税、県民税申告書等で確認するというものであります。

2点目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の性格から、農業販売額減収の要件は不要との考えはなかったのかということであります。財源の内訳については、先ほども説明しましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,000万円を充当し、残りについては1億1,441万9,000円については一般財源から支出するというものであります。これは、面積に応じて一律で交付するべきではないかという議論もありましたが、やはり減収というところをしっかりと見定めて支給をしたいという説明でありました。佐渡市においては、今年の夏の猛暑の影響により減収した方に次年度の生産意欲向上していただくために支援するという考えであり、臨時交付金の性格からも令和5年と令和6年の肥料価格を比較し、補助額を算定したとのことであります。減収が原則ですが、先ほども申し上げましたが、農地を集約して、前年よりも販売額が上がった方に対しては面積案分で救済するような形も考えているということでありました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、第1点の要綱等についてお伺いしたいと思います。

補足資料を見ても、要綱等がないとどうやって取り扱ったらいいかよく分からないところもあるかと思えます。まずは、確定申告についての取扱いをどうするのか。またそれと、水稲、稲作については圃場1筆ごとに地番の面積が把握できる書類を添付とか、これ取扱いについては非常に多岐にわたって面倒なところだと思えます。要綱等がないと、人によって取扱いが全然違って来るようなところもあるかと思えます。その点についてどの程度審査したのか。

そして、もう一つ、物価高騰の対策であります。他の市町村は12月中に終わらせる、農家が疲弊していて資金繰りに困っているというのを対象にしているのですが、その点の観点は、もう一度お聞きしますが、審査の中に考慮したのかどうかお聞かせください。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、2回目の答弁を行います。

繰り返しになりますが、要綱については審査しておりません。そして、他市の事例も参考資料として皆さんのお手元にもあるかと思えますが、例えば南魚沼市については水稲が10アール当たり7,000円出ているということで、これについてはふるさと納税で総額ですが50億円を超えるような状況になっており、そこについての影響も出てくるため、このような金額にしたのではないかというような説明もありました。ちなみに、佐渡市についてはふるさと納税の米の返礼品に影響はないという説明もありました。

そして、佐藤定議員おっしゃっていることは我々としても重々承知しておるところで、実は意見をつけようというような議論もしたのが実際のところですよ。いわゆる減収という要件を撤廃すべきではないかというような意見をつけるという議論もしたのは事実でございますが、結果としてはその必要はなく、しっかりと公金である、かつ物価高騰対策ということで、市民全体を見ながら支援を適正にしていくというのが妥当ではないかという話に落ち着き、結果的に意見はつかなかったということが実際のところであります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 3回目、最後です。よく分かりました。ただ、資金の多さとか、私そんなことあまり問題にはしておりません。一生懸命持ち出して1億円なりの基金を取り崩して支給しているということについては、私一定の評価はしたいと思います。ただ、要綱についてはやっぱりきちんとほしかったなと思えます。ちなみに、細かいところですが、水稲の肥料のところですよ。10アール当たりの増減が5,995円です。水稲のところ3,000円というと、3,000円の支給になるにはどういうふうな要件を満たすのでしょうか。半額とすると3,000円いかないですよ。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 我々としてもそういう観点はありつつ、とにかく物価高騰対策ということで市民全体を見つつ、農業者が困窮しているところに対してできる範囲の支援をしようということが実際のところあります。この後にも出てくるかと思うのですが、我々として質疑したのが水稲について、例えば10アール当たり、昨年全て1等米だった農家が今年全て3等米になった場合はどれぐらいの

減収になるのかというところで、マイナス約2万円であるというような説明がありました。そして、肥料もこの数字上6,000円上がっているということで、加えてみると10アール当たりで2万6,000円減ってしまっているという農家もいらっしゃるというのが事実だと思います。ですので、議員御指摘のとおり3,000円というのはある意味焼け石に水にしかならないこととは思いますが、とはいえ繰り返しですが、生産者の負担を軽減するために、意欲を失ってもらわないように何とか頑張ってもらいたいということで支援することです。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長に対する佐藤定君の委員長質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 前の2人がほとんどやってしまったので、私は何をやらうか、ちょっと途方に暮れておりますが、今までの議論も聞いていて、国の政治が減税をやるのだけれども、今この時期に焼け石に水、根本的にしてくれという流れだと思います。先ほどからもあるように、農家だけではなくて、商店も含めて、自営業者、一般の人も大変だということもよく分かるのですが、そこで前の2人と大きく違うのは、最初に稲辺議員のときにちょっとあったような気がしますが、他の自治体でも独自の農業への支援の対策をやっているわけですが、他と比較してどうなのか。例えば12月16日の新聞報道では、阿賀野市議会、農家支援の拡充をしるということで議会が物価高騰予算を否決したと。そのぐらい農家が今疲弊している。実は年末ですから、集落に帰って、いや、よかったな、佐渡市も3,000円くれるのだなと総会とかで話になるのです。そうすると、この中身を話すと何だという落胆の声がするのです。今一番大事なのは、高齢化や農業の状況が本当に厳しい中で、やっぱりどうやって農家の気持ちに寄り添うかというところが今極めて政治に求められているというふうに思うのです。そういう意味でいうと現場の農家の心情や声を反映したつくりになっているのかお聞かせ願いたい。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、中川直美議員の質疑に対する答弁を行います。

全て繰り返しになりますが、御容赦いただきたいと思えます。お米については、新潟県全体の作況指数が95に対して佐渡市が99であったことから、お米が比較的取れたということは加味していると。そして、5割減減を進めて、農薬等も抑えて環境保全農業を進めている中で、肥料代は相対的に他市に比べてかかっていない。そして、市民全体のバランス、漁業者、水産業者、林業事業者、あと商工業者等も含めて、そこへの支援はないのに農業者にだけというそのバランスというところは我々としても議論したところがあります。これも繰り返しになりますが、できるだけ早く支給ができるように意見をつけるべきだということで、実は私が主張したのですが、同僚委員の同意は取れなく、かつそれは公平性を担保するためにもしっかりとした手続をするべきだという御主張がありましたので、私としても委員長権限を行使してどうのこうのということまではやらなかったということでもあります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 5割減減のほうが高いなんて、こんなやじも飛んでいましたが、そこで聞きますが、

農家の声、私の聞いた声でいうと、少しでも農家の気持ちに寄り添ってもらえたら来年も頑張れるのになと、私の周りにはもう今回品質低下で心が折れた、切れたという声が聞こえます。もともと採算が合わない事業をやっている中で、本当に心が折れたと。もちろんこれ佐渡市が悪いのではなくて、国の農業政策の下、諸外国に比べても、OECDの比較は間違っているという答弁もあったけれども、市が悪いのではないのですが、市はどれだけやっぱり寄り添うかというところが一番重要。そういう意味でいうと、我々市議会は市民の声を反映するわけですが、そこでかなり複雑だと思うのです。例えば昨年よりも面積が増えた方もいる、減った方もいる。先ほど要綱という話が出ましたが、まさにそういったものがないと、観光交流機構で要綱がなくてもいいといえいいのだろうけれども、要綱がないと本当に大変なことになると思うのです。そういう意味でいうと、あらあらのところまで議会がやっぱりチェックしておく必要が私はあると思う。その辺はどうなのかお聞かせを願いたい。ついでに、委員長が意見をつけないといけないと言ったけれども、誰が反対したのですか。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 繰り返しになりますが、生産意欲向上にしっかりとつなげるようにできる範囲の支援をするということ、かつ農業事業者以外の方との兼ね合いも加味して、10アール当たり水稲3,000円、畑作物10アール当たり3,500円というのを算出したということだと我々としては理解しております。

そして、中段何を言われたか忘れたのですが、最後の話でいうと、要は意見としてつけるということに対して私のみ頑張ったということが本当のところでは。

以上です。

○議長（近藤和義君） 要綱のことを聞かれています。

室岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） ですので、要綱については要綱を出すというような議論はしておらず、この追加資料をもって説明を受けたというふうに認識しているところです。

あと、もう一点、先ほど中川議員おっしゃっていたように、農業事業者への課題というところもあろうかと思しますので、中山間地域等直接支払制度についての所管事務調査も当委員会であったというところを御報告申し上げます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君、3回目です。

○18番（中川直美君） よく私答弁を求めるのですが、ただ委員長は意見をつけたいと頑張ったということは今再度強調されましたが、先ほど私が聞いたのは誰が反対したかというのを聞いたということだけは言っておきます。答弁は要りません。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

答弁できないでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 以上で議案第148号に対する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第148号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第148号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

これより陳情第17号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） それでは、ただいま議題になっております政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情についての反対討論を行います。

反対の最大の理由は、憲法で保障されている政治活動の自由、思想、信条、良心の自由、内心の自由を侵しかねない重大な内容を持っているという点であります。民主主義言論の府であるべき議会として、冷静に判断しなければならないという立場からであります。資料にもあるように、事実上日本共産党のしんぶん赤旗や公明新聞などを指しているのだらうと思いますが、この陳情、県内では同じ方が幾つも陳情を出しているのは皆さんにもお知らせをしたとおりです。例えば令和5年3月の定例会で、長岡市議会にも庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情として、このときの団体は新潟県民と共に住みよいまちづくりを実現する会という、そしてまたこの同じ方が全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当の声明に反対をしろと、つまり統一教会の被害を受けたことに対して頑張っていらっしゃる弁護士連絡会は不当だから非難しろと。それで、またもう一つは民主主義の下で平等を求めるための陳情、これ何かというと特定の宗教と関連あるようなことを遮断するような決議はやるなど。そして、市会議員がどこかの宗教、分かりやすく言えば統一教会と関わっているから、どこかに指摘したか、そういったことをやる決議はしないようにしろというのがどうもこの方のようにあります。

11月8日、統一協会の解散命令請求が出された翌日ですが、衆議院の内閣府で、もういなくなっていました。松野国務大臣が明確に答弁をしております。解散命令は幾ら統一教会があのような弁明をしても全く変わらないと。そして、国際勝共連合、これは統一協会のフロント団体ですが、首相自ら国際勝共連合と一体の活動を行ってきたということを自ら述べて、岸田首相も国際勝共連合は統一教会の関連団

体と認識というふうに明確に言っております。そして、今国を挙げて国際勝共連合とは関係を断つべき団体と公式答弁を繰り返しているということをまず前段に述べておきたいというふうに思います。その関係を断つということはどういうことか。被害者救済の弁護士連合会も、国会議員のみならず地方議員も関係を断っていただきたいという声明を出している。これはなぜかという、結果として統一教会の被害をまだまだ広げることになるということです。6月には新潟市で弁論大会をやるという、これも関連団体。ところが、それ施設を貸す、貸さない、こんな話があった。つまりこういった御時世の中での提出であります。提出者は、どうも国際勝共連合の新潟県本部の責任者の方であるようであります。従来から国際勝共連合というのは反共思想の持ち主で、スパイ防止法であるとか、最近ではLGBT反対、同性婚反対みたいなのを繰り返しているのは有名なところであります。そして、そのメディア関係が世界日報という、これも承知をしているところであります。こういった状況の中で、長岡市の知り合いの議員に聞いたら、さっき言ったこれと同じことと、さっき言った議員がどこに関連しているかも含めて、こういった事例なので、さすがに採択はしなかったというふうに聞いているところであります。

陳情の中身について移ります。いろいろあるようですが、まず1つ、このような中身については佐渡市議会では政治倫理条例の見直しという中で、令和4年8月に各派代表者会議の中でやっております。これと同じ問題を公明党の山田議員が持ち出してきたのも事実であります。そのときは、単なる政党機関紙ということだけではなくて、最終的には議員という立場を利用して、例えば職員に高圧的なことをする、物を売る、そういったのはお互い自粛していこうではないかということで、私は一定程度決着をしているものというふうにまず一つ思っています。一番の問題は、ここに出ているように、職員の政治的中立性、公平性への疑問が持たれるというところであろうかというふうに思います。そもそも政治的中立性というのは職員が仕事をするとき公正、中立でやれるのかどうなのかということでありまして、職員がどのような思想を持つ、どのようなことを考え、どのようなものを読んでいるか、これは別問題であります。そもそも仕事のときに公平で中立の立場を貫けるかどうかであります。例えば我々は特別地方公務員ですが、私だけではなくて、皆さんいろいろな考えの思想や政治的な立場を持っていらっしゃる。ある方が業者を連れてぐるぐる回ったといたら、その人の利益誘導かと。そうではないです。首長、市長ぐらいになりますと、どここの政党に応援してもらっている、だからといって行政が公平でないということは言わないわけでありまして。そういう意味でいうと、ここが一番のポイントかなというふうに思っているところであります。

悪いことしか書いておりませんが、全国でこれずっとやられているのです。ある自治体ではこのように言っています。政党機関紙を個人的に購読することについて、一般的に政治目的を有する行為であるとは言い難く、制限されるものではない。職員が庁舎内でどの政党の機関紙を購読しようが自由であり、一般に新聞報道などは業務に関わって必要となることもあり得る。その場合は勤務時間中も読むこと、今読んでいるかどうか知りませんが、読むことも業務の一環と言えるという、こういった見解を出した市町村もあります。私も、大いに読んだらいいと思っています。例えば環境問題であるとか農業問題、いろいろ出ています。実は、私のスマートフォンには公明新聞のスマートフォン版が入っています。この前見ましたら、私学助成の格差がひどいので、私学助成は格差をなくさなければいけない、こんなことが書かれておりました。よく考えてみれば、さきの9月定例会で私学助成の請願があったのですが、立場はいろいろあ

って賛成されなかったのだなというふうに思っています。だから、そういう意味でいうとやっぱり勉強になることもあるなというふうに思っているところであります。

ただ最後に、これも佐渡市の中で関連団体、文鮮明さんの考え方は3つあります。3つの理論というのがありまして、統一原理と勝共理論、統一思想、まさに勝共理論というのが国際勝共連合から生まれているわけでありまして。そのとき知らなかったかどうかは知りませんが、2022年5月29日には佐渡でも関連団体の特別講演がありました。その当時の月刊紙を見ると、この開催に奔走した市議会議員がいるということで、名前はあえて出していないのですが、たまたまこの年の9月定例会に質問したところ、室岡議員が感謝の辞を述べていたということがありました。このときのプログラムを見ますと、当時2021年の世界統一家庭連合の新潟の会長がコーディネーターとして来ていて、反共的な新聞社の世界日報の木下さんもいたという、このことだけを強く言っておきたいなというふうに思います。

何はともあれ、誰が何を読むか、それで大いに読んで、大いに勉強する。先ほど言いましたが、私のスマートフォンの中には公明新聞のスマートフォン版が入っています。そして、市民のためにやる。それを読んだから、どうのしたから、政治的に行政が曲がるというものではないということを強く述べて、反対討論といたします。

○議長（近藤和義君） 次に、室岡啓史君の賛成討論を許します。

室岡啓史君。

〔8番 室岡啓史君登壇〕

○8番（室岡啓史君） 政風会代表の室岡啓史でございます。陳情第17号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情について、賛成討論をいたします。

まずもって、私先ほど名前も出しましたが、佐渡市と佐渡市教育委員会が後援した郷土を元気にする会という勉強会に出席させていただいたのは事実であります。ただし、そういった関係については、私にとっては特にありません。当日同席しておりました同僚議員の名誉のためにも、その件は強く言っておりません。

本陳情は、庁舎内における議員の政党機関紙の営業、勧誘行為について、庁舎の政治的中立性に疑義が生じないように、無許可での当該行為の禁止または自粛を求めるとともに、勧誘行為による心理的圧力の実態がないか職員への調査、確認などを求めるものであります。まずもって、私は陳情は誰が出したのかよりも、何を出したのかで判断されるべきものであると考えます。常々中川直美議員もいつもそう主張しているではありませんか。今回だけ各派代表者会議や総務文教常任委員会でそのようなことを主張するのは、全く矛盾していると考えます。陳情というのは、市民の意見や要望を行政に届けるための制度であり、その内容が適切であれば誰が出したかにかかわらず真摯に検討されるべきです。私は、陳情の趣旨そのものに対して賛成討論を行うものであります。政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありません。この件については、先ほど中川直美議員がおっしゃるとおりだと私は思います。

しかし、政党機関紙の勧誘、配布、集金を行政庁舎内において行うことは、以下の観点から勧誘行為の自粛を求める必要があると考えています。第1に、行政庁舎は行政機関の業務を行う場所であり、政治的中立性が求められます。政党機関紙の勧誘行為は、特定の政党、政治思想を推進する行為そのものであり、庁舎の政治的中立性を損なうおそれがあると考えます。第2に、勧誘行為は職員や来庁者の業務の妨げに

なる可能性があります。庁舎内では様々な業務が行われており、職員や来庁者は業務に集中する必要があります。勧誘行為によって、業務の妨げになったり、職員や来庁者の不快感や不安を招いたりするおそれがあるということでもあります。第3に、職員への勧誘行為は職員へのハラスメントにつながる可能性があるということでもあります。勧誘行為の際に、職員が購読を強制されたり、嫌がらせを受けたりするおそれがあります。川崎市のアンケートによれば、市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますかとの質問に、あるが891件、77.2%にも上っている結果となっております。また、金沢市については、同じ質問ですが、購読勧誘を受けた際に心理的な圧力を感じましたかというところで、はい、171件、78.8%というアンケート結果もございます。佐渡市議会議員政治倫理条例の観点としても、優越的地位の濫用をしないということからも、政党機関紙を行政庁舎内で配布、販売する行為は行うべきではありません。

以上の理由から本陳情に賛成するものであり、政党機関紙の庁舎内の勧誘行為等の自粛を強く要請するものであります。私は、日本共産党佐渡市議団の中川直美議員が紙面をたくさん抱えて佐渡市の行政庁舎内で配布する姿を少なくとも3回も目撃しました。また、市民の方から現金を徴収する姿の目撃情報も得ております。職員OBからも、圧力を感じていると思われる職員はいた、公の場での政党機関紙販売は市民に誤解を招く可能性が高いとの声も聞かれております。政治家は法令遵守、つまり法的責任に加えて、道義的責任を背負っている存在なのです。会津藩校日新館の教えにおいては什の掟があり、最後は「ならぬことはならぬものです」と締めくくられております。今回のことも、まさにならぬことはならぬものです。もう一度言います。本陳情は、行政庁舎内において政党機関紙を勧誘、配布、集金することは今後やめるべきであるという至極当然、シンプルな主張です。このことは、市民の皆様にも十分御理解いただけることを私は確信しております。議員の皆様方におかれましては、良識ある冷静な御判断により賛成をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

陳情第17号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第17号を採択することは否決されました。

これより陳情第19号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任追及の陳情についての討論に入ります。

荒井眞理君の賛成討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 陳情第19号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任追及の陳情について、賛成討論を行います。

この陳情は、もう一本、陳情第18号というものが出されています。それに次ぐ陳情第19号です。これは、もともと産業廃棄物の不法投棄をめぐる市民と民間の団体の民と民の争い事から始まった事件です。陳情項目は、9月定例会までに既に3回、4通提出された陳情とほとんど重なっていますが、この陳情第19号で見逃してはいけない項目が1つ含まれています。それは、陳情者が公務員に対して事件の解決のためにお金を渡したという告白です。その中身について、なぜお金を渡したのかという動機も書かれています。そして、金額も書かれています。渡し方がどうであったかということも具体的に書かれています。これは、場合によっては賄賂を渡したのだというふうにも理解できます。その可能性があります。ですから、これはコンプライアンス違反ではないのかという陳情になっていますが、もしこれが事実であるとすれば、公務員としては賄賂を納めた収賄の疑いが持たれる重大な犯罪ともなり得ます。この点を議会は見ないふりをしたと言われるような対応ではいけないのではないのでしょうか。いわゆる贈収賄事件に当たる可能性が示された陳情です。議会には、審査し尽くすことはできません。しかし、公務員が法に照らし、正しく職務に当たることを求め、継続審査とすることもできるはずで、議会にできないことにとらわれず、議会にできることをしていきましょう。改めて、佐渡市には調査を求める機会をつくるべきではないでしょうか。そのために今この段階でできることは、今ここで賛成し、次の展開を図ることと考えます。どうぞこの点に皆さん御賛同いただき、陳情第19号へ賛同することを求めます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

陳情第19号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任追及の陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第19号を採択することは否決されました。

これより議案第148号、陳情第17号、陳情第19号を除く今定例会の総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 長文ですが、報告をさせていただきます。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第130号 佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、条例中において条ずれが生じたため、佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（西三川デイサービスセンター）。本案は、西三川デイサービスセンターの指定管理者に社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は4,193万4,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ42万8,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ57万7,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ634万3,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費及び令和6年4月の制度改正に対応するためのシステム改修の経費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ271万3,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1億6,126万7,000円を減額するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額並びに独立インフラ整備事業の事業実施期間の見直しに伴う継続費年割額の変更であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に1,086万1,000円を追加し、資本的収入の予定額に5,000万円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費及び相川診療所

の運営資金に係る一般会計補助金並びに新両津病院建設事業継続費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険制度における被保険者に係る保険税のうち出産される方について、産前産後の一定の期間の所得割額及び均等割額を免除するほか、所要の改正を行うため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍及び除籍の電子証明書提供用の識別符号の発行手数料を新たに定めるとともに、同政令に準じて定める戸籍に関する手数料について所要の改正を行うため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第5号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願。本請願は、健康保険証の廃止は、マイナンバーカードの利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があり、また、マイナ保険証利用に係る様々な問題も指摘されていることから、健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定いたしました。

請願第6号 若者も安心できるような物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願。本請願は、2023年度の年金支給額が物価上昇率に見合っていないことや、今後年金が削減されれば、年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼすことから、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるよう、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定いたしました。

陳情第13号 健康保険証の存続を求める陳情。本陳情は、マイナンバーカードを健康保険証として使用する際のトラブルが発生していることや、マイナ保険証を持たない人に交付する資格確認書の交付に間違いがあれば、安心して医療機関にかかることができないことから、健康保険証の存続を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定いたしました。

陳情第18号 不法投棄隠蔽の佐渡市環境行政の正常化を求める陳情。本陳情は、令和2年8月の不法投棄事案について、当該事案隠蔽の事実及び責任の所在を明確にするよう市に要請するとともに、陳情者宅の浄化槽くみ取り及び維持管理の契約における市の対応に大きな誤りがあったとして、正式な謝罪を行うよう市に要請することを求めるものでございます。審査の結果、不採択とすべきものとして決定いたしました。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより請願第5号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願及び陳情第13号 健康保険証の存続を求める陳情についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。請願第5号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願について、陳情第13号は同じ趣旨内容ですので、まとめて賛成討論を行います。

請願趣旨は、現行の健康保険証を2024年、来年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改定案が第211回通常国会で成立しました。しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行、交付すると定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条、個人の尊重に反しています。皆さん、健康保険証が廃止されればマイナンバーカードの申請、取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており、生命に関わる問題として不安が広がっています。マイナ保険証を使うことでひもづけられる医療や健康など、貴重なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されています。こうした趣旨から、請願項目は健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくことです。皆さん、佐渡市では半数以上の方は現行の紙の健康保険証のままです。これは9月時点ですが、マイナ保険証はマイナ保険証として、当面は現行の紙の健康保険証を廃止せず選択制にすればよいことです。どちらか選ぶことです。現行の健康保険証の代わりとなる資格確認書の発行は、医療が受けられるからと認識を持っている方、それは間違いではないでしょうか。皆さん、資格確認書の発行コストに約240億円もの膨大な経費がかかると言われています。100%税金の無駄遣いです。どうですか。このことを政府は行おうとしている。今の健康保険証を残せばいいだけのことです。佐渡市民の税金の無駄遣いもしなくてもいい。佐渡市議会では、インボイス制度中止を政府に届けました。今度は、現行の健康保険証をなくさないでほしいと、この一点です。誰もが安心して医療が受けられるように、この請願を衆参議長、内閣総理大臣らに求めようではありませんか。

皆さん、最後に今戦後最悪の金権腐敗事件と言われて、テレビ、マスコミ、NHKまで毎日報道されています。その政権党が、カード会社がもうかるように保険証をなくすことを決めてきたのではないのでしょうか。皆さん、党派を超えて、会派などの壁を乗り越えて御判断いただきたい。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

請願第5号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

請願第5号を採択することは否決されました。

陳情第13号 健康保険証の存続を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第13号を採択することは否決されました。

これより請願第6号 若者も安心できるような物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願についての討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番（佐藤 定君） 無党派、佐藤定です。請願第6号 若者も安心できるような物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願の賛成討論を行います。

今や労働者の4割は非正規労働者です。若者の間では、フリーランス志向も強まっています。この状況を政府は多様で柔軟な働き方として評価していますが、現在の年金制度では非正規やフリーランスの老後は大変です。賃金、報酬は低く、退職金もないまま、貯蓄もできず老後を迎えると、頼みの綱の年金は低額です。保険料は払えず、無年金となる人も少なくありません。全ての高齢者の生活を支えるため、公的年金の抜本的な改善が必要ですが、2022年度は物価高騰の中で年金額は0.4%引き下げられ、2023年度は物価変動率に届かない額です。年金引下げの仕組みを変え、物価上昇に見合う年金額の引上げが必要です。それは、地域経済にとってもプラスとなります。佐渡市においても、共済年金を除いて厚生年金、国民年金、合わせて269億円の年金が入ってきています。高齢になっても安心して暮らすことができ、退職か働くかを主体的に選べるようにするため、全額国庫負担の最低保障年金制度が必要です。また、働く場合は同一労働、同一賃金の待遇と安全に働ける労働条件が保障されるべきです。年金は、そのほとんどが消費に回ります。相次ぐ年金削減で地域経済は冷え込み、地方財政に大きな影響を与え、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。

このような事態を受け、全国の政令指定都市20市は2017年に国に対して国民年金に関する要望書を提出しました。要望書には、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう老齢基礎年金等の支給額を改善するよう要望する。年金受給者の中には、毎月払いの要望もあることを考慮しながら、引き続き年金制度の安定的な運営に向けて検討されるよう要望するとあります。年金生活者や全国政令都市20市の要望を受けて2020年に成立した年金制度改革関連法では、基礎年金の水準引上げを求める附帯決議もつけました。それを受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めています。しかしながら、2021年4月からの年金額は前年度比0.1%削減されました。また、2022年度は前年比0.4%削減されました。これは、今まで物価変動率に合わせて年金を改定してきたものを、物価変動率と名目手取り賃金変動率の低いほうに合わせて合わせるようにしたからです。2023年度は、物価高騰を受けて1.9%上がることになりましたが、マクロ経済スライド制が発令され、過去2年分も含めて物価上昇率(2.5%)に対して0.6%

削減されています。物価の上昇に対して、厚生年金と国民年金の減額分を計算しますと、新潟県全体では2022年度は20億円、2023年度は58億円の見込みです。

佐渡市の減額分は、2022年度は5,400万円で、2023年度は1.5億円となります。この金額が消費されなかったこととなります。年金の削減と相まって、41年ぶりの物価の上昇で高齢者の生活はさらに厳しいものになっています。電気やガスの節約はできませんので、食費や医療費などで節約するしかありません。たださえ体力が弱っている高齢者が食事を切り詰め、医者にかかる回数を減らせば命に関わります。今後とも財政検証にあるように年金減額が続くならば、高齢者の生活はますます苦しくなるばかりです。消費を減らし、切り詰めた生活を行ったり、生活保護世帯への移行が増加すれば、住民税の減収とも相まって、ますます自治体の財政圧迫を招き、地域経済を冷え込ませます。年金改革は待ったなしの状況です。国民の年金不安をなくして老後の安心をつくり、あわせて自治体の財政健全化のために物価の上昇に合わせた年金改定を行うことが強く求められています。

以上、議員各位の賛同を期待して賛成討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

請願第6号 若者も安心できるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

請願第6号を採択することは否決されました。

これより陳情第18号 不法投棄隠蔽の佐渡市環境行政の正常化を求める陳情についての討論に入ります。

荒井眞理君の賛成討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 会派みらい佐渡の荒井眞理です。陳情第18号 不法投棄隠蔽の佐渡市環境行政の正常化を求める陳情の賛成討論を行います。

この陳情は、今回の定例会で4回目、合計6通目の提出となっています。1年を通して毎定例会ごとに陳情されるというのは、佐渡市議会始まって以来のことです。私は、9月定例会でもこの陳情者の心の大きなエネルギーが使われていることを感じ、早い解決が待たれていると受け止めて賛成討論をしました。今回も同じ思いでこの陳情への賛成討論をします。

改めまして、この陳情で訴えられている内容は、私の理解ではもともと民間人の土地への産業廃棄物の不法投棄をめぐる、民間事業者との間に発生した民と民の問題から始まったことに対し、佐渡市が業務上の必要以上に深く関わってしまったことに問題があると捉えています。この5通目の陳情に至る始まりは、市民の当事者の立場に立って考えることが大事だと考えております。これは、個人の土地に大量の産業廃

棄物の不法投棄がされているのを発見したことから始まっています。被害者としてその大量の廃棄物を目にしたときの気持ち、これは一体何だという驚きの気持ち、これは大変なことだという戸惑い、一体誰がやったのか、これからどうしたらいいのかという困惑の気持ちは誰もが理解するところではないでしょうか。この相談を受け、公正に解消、対処するのは誰の仕事でしょうか。これは行政の仕事です。陳情には、産業廃棄物の不法投棄に当たり、佐渡市は中心的に隠蔽に動いたとされています。その真偽は、議会には分かりません。しかし、佐渡市が積極的に隠蔽に動いたと疑われているのであれば、佐渡市自らがその疑いを晴らし、粛々と根本的な解決に向けていくことを求めるのが私たち議員の務めではないでしょうか。また、事件が複雑化した挙げ句、浄化槽くみ取りをめぐる市民生活に支障を来したことへの対応についても行政の範疇を超えた業務があったと疑われています。

佐渡市が市民生活を守るに当たり、市民との信頼関係を最も大切にするには言うまでもありません。そのために市民からの疑念を晴らし、もし行政として誤った対応があったとすれば、それは当事者に謝罪すべきことも信頼関係を積み上げていくためにとても大切なことではないでしょうか。佐渡市議会のあるべき姿は、まずは市民の訴えに声を聞くことです。その後行政にもし間違いがあったならそれを正してもらおう、これが私たち議会の務めだと考えます。この陳情第18号、ここに至るまでの1年間を通した大きな陳情者の心のエネルギーを想像し、私たちは市民の立場で困っている方に何ができるのか考えながら、この陳情第18号に賛成し、解決に望みたいと思います。ぜひこの陳情に賛同の議員を求めます。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

陳情第18号 不法投棄隠蔽の佐渡市環境行政の正常化を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第18号を採択することは否決されました。

これより請願第5号、請願第6号、陳情第13号、陳情第18号を除く今定例会の市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 3時57分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第131号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録を見据えた宿泊施設の確保、また、長期滞在を促し、地域内での消費の増大を図ることを目的とするほか、利用対象者の拡充を図るため、佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。条例改正により、次年度から2連泊以上の一般客も宿泊可能となる。また、来年夏には世界文化遺産登録が期待されることから、増客が予想される。現地視察の結果、現状の受入体制では不十分であることを確認した。担当課は管理が十分に行き届くよう地域と協議し、運営体制の構築に努めること。

議案第132号 字の変更について（大小地区）。本案は、新潟県が土地改良事業により実施した県営中山間地域総合整備事業大小地区の施行に伴い、字を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額から3万3,000円を減額し、支出の予定額に195万6,000円を追加するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に3万3,000円を、支出の予定額に47万円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費及び企業債償還金を増額するほか、利率の改定に伴う企業債償還利息の減額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支の予定額に39万1,000円を、資本的支出の予定額に266万8,000円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に伴う人件費及び污水管渠工事費を増額するほか、変更事業計画策定業務委託及び井坪地区の残土の撤去工事に係る債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより議案第144号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての討論に入ります。

山本健二君の反対討論を許します。

山本健二君。

〔2番 山本健二君登壇〕

○2番（山本健二君） よろしくお願ひします。

これ何で搬出しなければならないようになったかという、熱海の土石流がありまして、それで調査をした結果、砂防地内に盛土をしてあるというのが分かって、それで搬出しなければいけないことになりました。それで審査して、これをみんな持ち出してから地権者の方と相談して、後の対策は考えると言っておりますが、自分の考えだと緑地化して返すのが当たり前だと思っております。それと、今度搬入先の場所の取決めが、地権者とどのようにして取り決めたか、それがしっかり確認できなかったのが反対理由です。

以上で反対したいと思っております。議員各位の賛同をよろしくお願ひします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結します。

議案第144号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第144号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第144号を除く今定例会の産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で今定例会における常任委員会付託案件は全部終了しました。

日程第3 発議案第9号

○議長（近藤和義君） 日程第3、発議案第9号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本卓君。

〔15番 山本 卓君登壇〕

○15番（山本 卓君）

発議案第9号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月12日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	山本卓
賛成者	〃	平田和太龍
	〃	駒形信雄
	〃	中川直美
	〃	山田伸之
	〃	広瀬大海
	〃	中川健二

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶たない。冤罪事件では、長時間にわたる取調に耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多い。裁判ではその自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされる。無実であるのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかない。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われているが、ほとんど認められていない。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続いた。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があった。直近では、今年3月に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始された。

再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規、明白な証拠を提出することが求められるが、証拠は検察の手にあり、それらを開示させる法律はない。無罪となった再審事件で、新証拠が、実は当初から検察が隠し持っていたケースもあった。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたはずである。また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められている。

また、再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が許されていることも問題である。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われないまま、89歳で獄死した。こうした悲劇を繰り返さないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白である。あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、「不服申立て」するのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことであり、再審法を無視した「不服申立て」は、無駄に時間を費やし冤罪被害者の権利を侵害している。現行の刑事訴訟法のルーツであるドイツでも既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止している。

再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要であるが、裁判官によっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多い。裁判で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールをつくる必要がある。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままである。再審における証拠開示

制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁止すること、再審における手続を整備し、ルールをつくることが、冤罪の救済のための焦眉の課題である。

よって、国においては、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 再審における検察手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審における手続を整備し、ルールをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。冤罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第9号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

発議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第10号

○議長（近藤和義君） 日程第4、発議案第10号 佐渡市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本卓君。

〔15番 山本 卓君登壇〕

○15番（山本 卓君）

発議案第10号

佐渡市議会基本条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月12日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者	佐渡市議会議員	山本	卓
賛成者	〃	後藤	勇典
	〃	中川	直美
	〃	荒井	真理
	〃	山田	伸之
	〃	稲辺	茂樹

佐渡市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条―第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条―第15条）

第5章 議会の組織（第16条―第19条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条―第22条）

第7章 見直し手続等（第23条・第24条）

附則

佐渡市は、平成16年3月1日に1市7町2村が一つに対等合併し、トキと共生する自然、金銀山に象徴される歴史や文化を有する離島の自治体である。少子高齢化が進む中で、多様性あふれる素晴らしい佐渡を次世代に継承し、発展させていかなければならない。

地方議会は、二代表制の一翼として、執行機関に対して、監視と政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任ある議会活動が求められている。

佐渡市議会は、主権者である市民との協働のもと、市民の意思を市政に反映し、合議制の機関としての特性を最大限生かしていくため、透明性、公平性及び公正性の保持、積極的な情報の公開や政務活動を行いながら、市民参加による自治の拡充を図り、住民福祉の向上に努め開かれた議会を目指す責務が求められている。

よって、佐渡市議会は市民の主権による自治の推進を図り、不断の議会改革を進めながら、全力で市民の負託に応えていくことを決意する。ここに議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、佐渡市議会（以下「議会」という。）及び佐渡市議会議員（以下「議員」という。）について、活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、佐渡市民（以下「市民」という。）の負託に応え、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、改選後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行うとともに、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- (2) 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市民の意見の把握に努め、開かれた議会運営を行うものとする。
- (3) 議会は、市政運営の監視及び評価を行うとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
- (4) 議会は、議案等の審査又は調査に当たり必要があると認めるときは、公聴会、参考人及び学識経験者等による専門的調査などの制度を積極的に活用するものとする。
- (5) 議会は、継続的に議会改革を推進するものとする。
- (6) 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努めるものとする。
- (7) 議会は、審議及び政策提言の能力を高めるため、先進自治体等に対する研修並びに専門家及び有識者による研修会を積極的に実施するものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員間の自由な討議を重んじるとともに、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識すること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
- (4) 議会活動及び市政に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 市民の福祉向上を目指し、市政全体を見据え、普遍的な利益のために活動すること。
- (6) 高い倫理観を持って、誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
- (7) 不断の研鑽に努め、自己の資質を高めること。

(附属機関の設置)

第5条 議会は、議会の諸活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(災害時の議会対応)

第6条 議会としての災害対応は、いかなる災害においても、市長の招集等に応じて議会活動を行うことを本分とする。

2 議長は、いかなる災害においても、市が提供する災害情報を一元管理し、議員へ周知するものとする。

3 議員は、いかなる災害においても、可能な範囲で、各地域における災害対応に積極的に従事するものとする。

(議長の責務)

第7条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び協働)

第8条 議会は、市民参加の機会を多様に設けて、市民との協働を推進するよう努めるものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。

4 議会は、重要な条例の制定、改正若しくは廃止又は政策等を提言しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講じて、当該意見に対する議会の考え方及び結果を公表するよう努めるものとする。

5 議会は、本会議及び委員会について、市民等の傍聴を促進するよう努めるものとする。

(市民意見交換会等)

第9条 議会は、議案等の審議及び審査の内容について市民に報告する場として議会報告会を開催し、また、市政について市民と積極的に意見を交換する場として市民意見交換会を開催することができる。

(議会の広報及び公聴の充実)

第10条 議会は、議会の諸活動について、広く市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、市民が議会における意思決定に関わる重要な情報や、討議を含む審議過程等の決定経過及び、結果に関する情報を入手することができるようケーブルテレビの利用、インターネットの利用、議会広報紙の発行やその他の方法により、広報の充実に努めなければならない。

3 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、議会モニターを設置することができる。

第4章 議会と市長等との関係

(執行機関との関係)

第11条 議会は、執行機関との対等な緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議決機関としての責務を果たしていくものとする。

2 市長及び行政委員会の長は、本会議及び委員会において、議員の質問又は意見に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(政策等の形成過程の説明要求)

第12条 議会は、議案、重要な計画等について、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な計画等を策定又は変更するときは、あらかじめ、市長に対し、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第13条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて市長に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第14条 議会と執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、総合計画基本構想のほか、市政における重要な計画、提携及び協定のうち、議会が必要と認めるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件として別に条例で定めるものとする。

(附帯決議)

第15条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、執行機関に対し最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

第5章 議会の組織

(委員会)

第16条 委員会は、議案の審議等について、委員間討議を保障した運営を行うとともに、議会の政策立案及び政策提言につながるよう努めなければならない。

- 2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。
- 3 委員会は、その所管する議案等の審査を行った結果、審議経過を報告するとともに、必要と認めるときは、委員会として意見を付すことができるものとする。
- 4 委員長は、委員会の議事整理や秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

(会派)

第17条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定に関し、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、円滑な議会運営のための各会派の協議等の場として、各会派の代表者からなる会議を開催することができる。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。

- 2 議会事務局の職員は、議会活動を補佐するのみにとどまらず、議会の使命を果たすべきことを自任し、職務に当たるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

- 2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、佐渡市議会議員政治倫理条例（令和元年佐渡市条例第14号）を遵守するものとする。
（政務活動費）

第21条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費を適正に活用し、積極的に調査研究を行わなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の執行に当たっては、佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年佐渡市条例第5号）を遵守し、市民への説明責任を果たさなければならない。

（議員定数等）

第22条 議員の定数及び報酬（以下「議員定数等」という。）は、別に条例で定める。

2 議会は、議員定数等の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題及び市民の意見等を十分考慮するものとする。

第7章 見直し手続等

（検証及び見直し）

第23条 議会は、年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとし、見直した場合には、当該検討経過等を市民に明らかにするものとする。

（委任）

第24条 この条例に定めるほか、本条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由。佐渡市議会及び佐渡市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範となる条例を制定するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第10号 佐渡市議会基本条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 賛成多数であります。

発議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第11号

○議長（近藤和義君） 日程第5、発議案第11号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本卓君。

〔15番 山本 卓君登壇〕

○15番（山本 卓君）

発議案第11号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者	佐渡市議会議員	山 本	卓
賛成者	〃	後 藤	勇 典
	〃	中 川	直 美
	〃	荒 井	眞 理
	〃	山 田	伸 之
	〃	稲 辺	茂 樹

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第8章 議員の派遣（第165条）
第9章 補則（第166条）」を

「第8章 議員の派遣（第165条）

第9章 専門的事項に係る調査（第166条）に改める。

第10章 補則（第167条）」

第166条を第167条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 専門的事項に係る調査

（専門的事項に係る調査）

第166条 法第100条の2の規定による議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等に委託しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の規定により調査委託を決定するに当たっては、調査事項、調査期間、調査を行う者の氏名その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由。佐渡市議会基本条例の施行に伴い、議会の審査に必要な専門的事項に係る調査を学識経験者

等に委託できるよう、所要の規定を整備するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第11号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

発議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6 人口減少対策調査特別委員会の最終報告

○議長（近藤和義君） 日程第6、人口減少対策調査特別委員会の最終報告を行います。

人口減少対策調査特別委員会に付託した件について、委員長の報告を求めます。

人口減少対策調査特別委員長、上杉育子君。

〔人口減少対策調査特別委員長 上杉育子君登壇〕

○人口減少対策調査特別委員長（上杉育子君） 人口減少対策調査特別委員会最終報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第109条の規定により、次のとおり報告する。

本委員会は、本年3月に中間報告を行い、人口減少対策における社会減対策について調査を進め、見えてきた課題に対し市に提言した。本年度は、昨年度から継続していた社会減対策に関する調査を進めるとともに、自然減対策についても調査を行った。以上のように、2か年にわたり本委員会として進めてきた社会減及び自然減対策に関する調査について最終報告するものである。

委員会開催状況。本年度の委員会開催状況は、別紙のとおりでございます。

社会減対策について。1、見えてきた現状と課題について。(1)、交流人口の拡大（観光振興）について。佐渡の主要産業である観光の低迷により、そこで働く人たちの雇用が不安定なものとなっている。また、担当部署においてはコロナ禍明けの観光業回復に向けた施策や持続可能な観光へつなげていく施策への視点は感じられるが、関係人口や2地域居住の増加など、移住、定住の促進につなげる施策に対して関連部署との連携が不足していると思料する。

(2)、中小企業の事業承継、後継者不足について。人口減少に伴う島内中小企業の事業承継や後継者不足が事業主にとって大きな課題となっている。市の雇用機会拡充事業など、事業の創業や拡大に向けた支援制度については各商工会へ周知されている。しかしながら、事業者に対し事業承継や後継者獲得につながるよう、積極的かつ事業者に寄り添った経営指導やサポートにつながっていないものと思料する。

(3)、島内製造業について。①、島内製造業においては、資材及び製品の安価で安定した輸送が求め

られている。

②、人材のスキルアップと求人PRが不足しているとともに、高い技術力の維持向上に向けた取組が必要不可欠である。

(4)、島で学び、働いていくことについて。①、専門職不足の解消及び人材のスキルアップには、島内にある専門学校をはじめとする学びの場の活用は有効的である。しかしながら、学科の種類は豊富とは言えず、また島民への情報発信が不足している。

②、伝統文化と環境福祉の専門学校の伝統建築学科は全国各地から生徒が集まってきており、高度な技術を習得し卒業するものの、その多くが島内での就職につなげていない。

③、島外からの学生が地域の中で充実した生活ができるような支援策が求められている。

(5)、キャリア教育について。①、市は自己形成及び郷土愛を育むため、キャリア教育に力を入れて取り組んでいる。課題解決型職場体験やマイプロジェクトの実施、キャリアパスポートなど自身のキャリア形成に向けた継続的な取組も行っている。

②、課題解決型の職場体験では、受入先となる企業側の負担もあり、協力企業の調整に苦慮している状況がある。

2、課題に対する提言について。(1)、交流人口の拡大(観光振興)について。観光業における安定した雇用を維持するためには、宿泊施設の高付加価値化や島ならではのおもてなしの充実を図る必要がある。そして、観光客の満足度を向上させるとともに、より多くの佐渡ファン獲得に努めるべきである。具体的には、さどまる倶楽部アプリや地域電子マネーの活用にも努め、島外におけるプロモーション活動などさらなる施策の検討を行うこと。また、観光から関係人口へ、さらに2地域居住から移住、定住へとつながっていくよう、市は観光と移住との連携をさらに強化し、若者世代や生産年齢人口の増加に市一丸となって取り組むこと。

(2)、中小企業の事業承継、後継者不足について。従来型経営からの転換や第三者承継の推進、事業の共同化など、様々な形態で事業継続を図るべく、市は関係機関とさらなる連携を強化すること。また、雇用機会拡充事業については、事業周知にとどまらず、事業活用の推進とアフターフォローに努めること。さらに、事業者同士の異業種交流など、情報交換を定期的に行うことで商品開発や高付加価値化につなげ、事業の安定化を図ること。

(3)、島内製造業について。①、ヒト、モノ、カネが島内外で着実に循環していくためには、交通インフラ整備と輸送コスト負担軽減に向けた政策が必要不可欠である。輸送関連事業者との協議を重ね、改善に向けた策を講じられたい。

②、事業者がよりよい人材を獲得できるよう、市は事業者と共に合同求人説明会を開催するなど、プラットフォーム機能の拡大を検討すべきである。

(4)、島で学び、働いていくことについて。①、市は企業側の人材スキルアップや技術資格取得ができるよう働きかけるとともに、資格取得費用支援の拡大を検討すること。

②、市は高校卒業予定者に対し、島内での進学や就職の選択肢について情報発信に努めること。

③、島外からの学生も交流人口増大に貢献していることから、市は島での生活が魅力的なものとなるような支援策を講じるとともに、島内企業や地域との連携に取り組むこと。

(5)、キャリア教育について。①、市が推進しているキャリア教育は継続すべきである。今後は、高校との連携を強化し、島内外で活躍する若者のさらなる育成に努められたい。

②、市は島内企業に対しキャリア教育への理解と協力を求めるとともに、受入れ側が負担軽減となる施策を検討されたい。

自然減対策について。1、見えてきた現状と課題について。(1)、佐渡の医療体制について。①、県全体が慢性的な医師不足の中、佐渡においては特に深刻な状況にある。他地域との連携が図れない離島にあっては、安心して子供が産める体制を維持するためには産科医師の確保と充実が必要である。

②、集落が点在する佐渡において安心できる医療体制を構築するためには、オンライン診療の早期導入が有効である。導入に当たっては、人材確保や設備への課題が大きい。

(2)、子育て支援について。①、子育て支援は以前と比較しても充実してきているが、人口減少への根本的な解決策になっているとは言えない。

②、核家族化や共働き世帯の増加により子育ての環境や価値観が多様化している。よって、行政のみならず家族や地域による子育ての支援が求められる。

(3)、健康寿命の延伸について。①、健康増進に対する市の取組は評価できる。しかしながら、県内自治体と比較して本市の健康寿命は短く、健診結果に対する意識も低い。

②、市民の各年代において肥満の割合が高く、運動不足や食習慣の乱れなどの課題を抱えており、健康寿命延伸の妨げとなっている。

(4)、健康寿命を支える現場について。①、心身ともに健康な生活を持続していくため、介護予防教室や地域の茶の間などが各地域で開催されているが、コロナ禍明け以降も利用者の増加が見られない。

②、市や関係団体は介護予防教室などへの利用を促す努力をしているが、専門性のあるインストラクターや地域の担い手となる人材が不足している。

(5)、出会い、結婚について。出会いの場や結婚の価値観、ライフスタイルが多様化しており、結婚に結びつかない状況がある。また、結婚生活を維持していくためにも、魅力のある島にすることが求められている。

2、課題に対する提言について。(1)、佐渡の医療体制について。①、島で安心して産み、育て、暮らし続けるために、医師不足の解消は必要不可欠である。市は、医師確保や医師派遣について、県及び大学病院等に対し最大限の努力を続けること。

②、オンライン、AI診療などの推進は、佐渡の医療体制における課題解決の一つとなり得るものである。市は先進事例の研究を行い、最適なオンライン診療の環境を早期に構築すること。

(2)、子育て支援について。①、市は島内外に向けて子育て支援施策を積極的に情報発信すること。また、共働き世帯によって子育てと仕事の両立には企業側の協力が必要不可欠である。よって、企業が子育てに協力しやすい施策を講じること。

②、地域における子供の居場所づくりや新たな支援策として、多世代交流事業の推進に努めること。

(3)、健康寿命の延伸について。①、健康寿命については健診結果を真摯に受け止められるよう、結果から読み取れる将来像を伝えるなど健康教育の強化に努めること。

②、市は引き続き健幸ばいんと事業など健康寿命延伸に向けた取組の促進に努めること。また、先進自

治体の調査研究を行い、さらに効果的な施策を講じること。

(4)、健康寿命を支える現場について。

①、市は健康づくり事業が健康寿命延伸に効果があることを普及啓発し、参加者の増加に努めること。

②、介護予防事業などを促進していくためにも、専門知識のあるインストラクターや地域の担い手が必要不可欠である。市は、人材育成と地域力向上に向けた取組を強化すること。

(5)、出会い、結婚について。出会いの場づくりについては、既存の概念や事例にとらわれることなく、現状に即した手法やアプリなどの活用を検討すること。また、民間との連携を推進し、魅力ある島づくりに努めること。

終わりに。佐渡市のみならず、多くの自治体が人口減少問題を最重要課題と捉え、移住、定住の推進をはじめ、子育て支援や医療体制の充実など様々な施策に取り組んでいる。これまで本委員会は、2か年にわたり佐渡市の人口減少対策という視点で調査研究し、市に提言を行ってきた。その中において、効果的かつ飛躍的な成果が現れる施策は難しいことも本委員会として再認識したところである。また、調査の中で各部署と対応策について意見交換してきたが、縦割り感が否めず、体系的な展開ができていないとは認識できなかった。

本委員会としては、関係する事業者、各種団体からの聞き取りや執行部への調査と併せて議論と検討を行った。難しい課題にもかかわらず、会派を超えて果敢に取り組んだ経験は一定の成果と捉えている。人口減少を可能な限り緩やかにするため、全庁横断的な施策の遂行が求められているが、これらの対策は佐渡市単独では解決が困難な事項も多い。官民連携は当然のこと、他の離島との連携により国や県に対して要望を行い、先進的な施策を本土に先駆けて実行することで、本市の目指す持続可能な島となるよう期待するものである。

最後に、議会においては今後も人口減少対策を継続的に調査研究し、提言していくべきと申し添えて、本委員会の最終報告といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りします。人口減少対策調査特別委員会は、本日をもって廃止することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

人口減少対策調査特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第7 議案第149号

○議長（近藤和義君） 日程第7、議案第149号 佐渡市名誉市民の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案を上程させていただきます。

議案第149号 佐渡市名誉市民の決定について。佐渡市名誉市民条例第3条及び佐渡市名誉市民選定基準の規定により、令和5年10月に文化功労者に選出されました宮田亮平氏を名誉市民として決定したい

め、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第149号 佐渡市名誉市民の決定についての採決を行います。

本案は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第149号を決定することは可決されました。

日程第8 議案第150号及び議案第151号

○議長（近藤和義君） 日程第8、議案第150号及び議案第151号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第150号及び議案第151号を一括して追加上程をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦について。議案第150号及び議案第151号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在の委員2人の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、川原春夫氏は再任とし、小野原正輝氏は新任としてそれぞれ推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第150号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第150号を同意することは可決されました。

これより議案第151号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第151号を同意することは可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近藤和義君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（近藤和義君） これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和5年第5回（12月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重御審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、東京藝術大学の学長、文化庁長官を歴任し、文化功労者に選出され、日本の文化振興に大きく寄与されました宮田亮平氏に佐渡市名誉市民の称号をお送りすることについて同意をいただき、誠にありがとうございました。

また、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を受けまして、長引く物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する7万円の給付と、それに合わせた冬期の生活支援として5,000円を上乗せして支援する経費、また住民税非課税世帯等以外の世帯に対する5,000円の暮らし応援券を支給する経費や、今年の夏の猛暑の影響を受けた農業者への資材購入などの支援に要する経費をはじめとした補正予算についてお認めいただき、誠にありがとうございました。住民税非課税世帯等への7万5,000円の給付につきましては、前回の3万円の給付を受給以降世帯構成に変更がない場合は年内12月29日から給付を開始いたします。なお、世帯構成に変更が生じております御家庭につきましては、年明け1月以降順次給付の予定となります。いずれにいたしましても、対象となる御家庭にいち早くお届けできるよう取り組んでまいります。

また、一般質問におきましては、14人の議員の皆様から市政全般にわたり多くの御提言をいただきました。それらを参考にして、今後の施策につなげてまいりたいと考えております。

12月16日は、アミューズメント佐渡におきまして佐渡世界遺産登録島民団結シンポジウムを開催し、約200名の市民の皆様から御参加をいただきました。本シンポジウムでは、基調講演として世界遺産登録を見据えた地域の観光資源の磨き上げについて、観光庁観光資源課長の竹内様より御講演をいただいたほか、

世界遺産の先進事例である屋久島町から観光まちづくり課の岩川様にお越しいただき、世界遺産までの道のりと登録後の活用、またその大変な御苦勞についてお話を伺ったところでございます。また、パネルディスカッション「観光立国の推進と佐渡の世界遺産登録の意義と未来」におきましては私も参加させていただき、会場にお越しいただきました皆様と意見交換をさせていただきました。島民の皆様の世界遺産登録への意識が徐々にますます高まり、改めて島全体で力を合わせて持続可能な社会づくりを目指していくための大変有意義なシンポジウムだったと考えております。

また一方で、佐渡のスポーツ選手たちの輝かしい成績の情報も入ってきております。パワーリフティング選手の佐藤南さんが、12月10日から18日にマレーシアで開催されましたアジアクラシックパワーリフティング選手権大会に日本代表選手として出場されました。結果は、84キロ超級の総合の部で2位、種目別のスクワットの部では1位の好成績を上げられました。

また、バレーボールにおきましては、金井中学校3年の榎烈華さん、本間広夢さんの2名が8月のバレーボール中学生新潟県選抜選手最終選考会に参加し、見事に県選抜選手に選出されました。お二人は、12月25日から28日に大阪府で開催されます第37回ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会に新潟県チームのメンバーとして出場されます。上位大会でさらなる御活躍を御祈念いたします。

さて、11月は季節外れの暖かさでございましたが、この12月に入り、冬の寒さも一段と増してまいりました。長期予報では、全国的に気温が平年より高く、暖冬傾向とされておりますが、一時的に強い寒気が入りますと大雪になることも十分に考えられるところでございます。市民の皆様におかれましては、停電への備え、水道管の凍結防止など、気象情報や市からのお知らせを御確認の上対策いただくとともに、あわせまして昨日も火災で大変貴重な人命が失われたところだという報告が今あったばかりでございます。この冬、火災や交通事故など、本当に十分に御注意いただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、年末年始を間近に控え、何かと慌ただしい季節柄となりました。議員の皆様、市民の皆様におかれましては、健康にくれぐれも御留意いただき、よりよい新年をお迎えくださいますよう御祈念申し上げ、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和5年第5回（12月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 藤 和 義

署 名 議 員 山 本 卓

署 名 議 員 中 村 良 夫